

大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大分県エネルギー産業企業会（以下「企業会」という。）の会長（以下「会長」という。）は、県内中小企業等による自家消費型エコエネルギー発電設備等の導入の支援を通じ、原油・原材料等の価格高騰の影響を受けている県内中小企業等の負担を軽減し、エコエネルギーの導入を促進することに加え、喫緊の課題となっている賃上げを後押しするため、大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業実施要領（令和5年8月8日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、事業実施主体が行う自家消費型エコエネルギー発電設備等の導入に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）の規定のうち知事を会長に読み替えて準用するほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業実施主体」とは、大分県内に事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人・社会福祉法人・学校法人、常時使用する従業員の数が100人以下の商工会・県商工会連合会及び商工会議所、その主たる業種について中小企業基本法第2条各号に掲げる従業員規模以下の特別な法律によって設立された組合又はその連合会・財団法人（一般・公益）・社団法人（一般・公益）・特定非営利活動法人をいう。（ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、または、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く）を除く）を営む者を除く。）

(補助対象設備及び補助対象経費等)

第3条 この補助金の交付の対象となる発電設備等は、別表1のとおりとする。
2 この補助金の交付の対象となる経費は、別表2のとおりとする。
3 この補助金の補助率等は、別表3のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、会長が別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 賃金増加率試算表（第5号様式）※賃上げ枠のみ
- (5) 交付申請前1月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ
- (6) 申請者が分かる資料
(法人登記簿写し（個人事業主の場合は営業許可証・開業届書・確定申告書の写し）及び申請者の概要・事業概要が分かるパンフレット等)
- (7) 交付申請額の参考となるもの（2社以上の見積書の写し等）
- (8) 導入予定設備の概要が分かる資料（仕様書・カタログの写し等）
- (9) 導入予定設備の設置図

(設置場所の概略図、現況写真、主な設備(パネル、パソコン、蓄電池等)の配置や数量が分かるもの)

(10) その他会長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第5条 この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(会長が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、変更承認申請書(第6号様式)を会長に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、会長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間)を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、会長が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
 - (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするとき(大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合は除く。)は、あらかじめ会長の承認を受けること。
 - (8) 会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を企業会に納付させることがあること。
 - (9) 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - (10) 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第7号様式)により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (11) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 この補助金の軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の30パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第6条 この補助金の交付決定通知は、補助金交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、概算払又は精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第9号様式）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 この補助金の実績報告は、実績報告書（第10号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 収支精算書（第12号様式）
- (3) 賃金増加率計算表（第13号様式） ※賃上げ枠のみ
- (4) 実績報告前1月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ
- (5) 契約書の写し
- (6) 請求書の写し
- (7) 領収書の写し
- (8) 事業の成果が確認できる書類
- (9) 完成写真
- (10) 検査調書の写し
- (11) 財産管理台帳の写し
- (12) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 この補助金の額の確定通知は、補助金の額の確定通知書（第14号様式）により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 会長は、事業実施主体が規則第15条又は次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 別表3に規定する賃上げ枠で交付決定を受けた者が、実績報告前の直近1ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額において、交付申請前の直近1ヶ月と比較して、1.5%以上の増加が達成できていないとき。
- (2) 交付決定を受けた者が、第4条第1項の規定により申請した定格出力又は定格容量を満たす設備が導入できていないとき。

(書類の提出部数等)

第13条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年度大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

設備名
①太陽光発電 （太陽光パネルの定格出力の合計とパワーコンディショナーの定格出力の合計のいずれか小さい方の値が10kW以上のものに限る。）
②風力発電 （上記①、②の設備は下記⑥または⑦との組み合わせが必須）
③バイオマス発電
④中小水力発電
⑤地熱（温泉熱）発電
⑥蓄電池 （上記①～⑤により発電した電力を蓄電し、定格容量の合計が10kWh以上のものに限る。）
⑦水電解装置及び水素タンク （上記①～⑤により発電した電力で水電解するものに限る。）
⑧ガスコージェネレーション

※事業所単位での申請は可能、可搬式蓄電池や電気自動車・プラグインハイブリッド車は対象外

※⑥と⑦のみの導入は対象外

別表2（第3条関係）

費目	内容	対象外
設計費	対象設備等の設置に係る設計に要する経費	
設備費	対象設備等の購入、製造等に要する経費	土地の取得及び賃借に係る費用、中古品等
工事費	補助事業の実施に必要な配電、配管等の工事に要する経費	建屋の建設及び改造費、既存構築物及び設備の撤去費、土地造成、整地等

※消費税及び地方消費税は対象外

別表3（第3条関係）

区分	補助率	補助上限額	補助下限額	要件
通常枠	1/2以内	600万円	100万円	実績報告前の直近1ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、交付申請前の直近1ヶ月と比較して、1.5%以上増加していること。（※要件を満たさなかった場合は交付決定を取り消す。）
賃上げ枠	3/4以内	1,000万円		

※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

第1号様式（第4条関係）

大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県エネルギー産業企業会
会長 殿

申請者

住所（申請者の所在地）
名称（申請者の名称）
氏名（申請者の代表者の氏名）
電話番号

年度において、下記のとおり大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 賃金増加率試算表（第5号様式）※賃上げ枠のみ
- (5) 交付申請前1月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ
- (6) 申請者が分かる資料
(法人登記簿写し（個人事業主の場合は営業許可証・開業届書・確定申告書の写し）
及び申請者の概要・事業概要が分かるパンフレット等)
- (7) 交付申請額の参考となるもの（2社以上の見積書の写し等）
- (8) 導入予定設備の概要が分かる資料（仕様書・カタログの写し等）
- (9) 導入予定設備の設置図
(設置場所の概略図、現況写真、主な設備（パネル、パソコン、蓄電池等）の配置や数量
が分かるもの)
- (10) その他会長が必要と認める書類

振込先

銀行名
支店名
口座種別 普通・当座
口座番号
<フリガナ>
口座名義人

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

1 事業実施主体の概要等

事業実施主体	名称： 住所： 電話： 担当者： 資本金・出資金： 従業員数：
実施期間	交付決定日から 年 月 日
補助金申請額	円

2 事業内容

(1) 申請区分

通常枠	賃上げ枠
-----	------

(2) 導入する設備の種類等

自家消費型エコエネルギー発電設備の種類	定格出力（A） ※太陽光発電の場合、①と②のいずれか小さい方
	kW
太陽光パネルの定格出力の合計（①）	パワーコンディショナーの定格出力の合計（②）
kW	kW
蓄電池又は水電解装置等の設置の有無	定格容量（B）
有 ・ 無	kWh
定格出力（A）+定格容量（B）	
設置場所所在地	

3 補助対象経費等

※税抜き（単位：円）

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
設計費				
設備費				
工事費				

第3号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

※単位：円

区 分	予算額	備 考
補助金		
自己資金		
その他		
計		

※他の補助金との併用はありません （を記入または■とすること）

支出の部

※単位：円

区 分	予算額	備 考
補助対象経費		
計		

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、大分県エネルギー産業企業会が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県エネルギー産業企業会と行う他の契約等における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県エネルギー産業企業会会長

殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

※大分県エネルギー産業企業会では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

賃金増加率試算表

A	交付申請時点での直近1か月分の賃金台帳	令和	年	月分
B	賃金引上げ予定日	令和	年	月 日

A					B							
	労働者 氏名	生年 月日	採用 年月日	区分	賃上げ前 賃金等 単価 (支給済)	時	日	賃上げ前 月額賃金 (支給済)	賃上げ後 賃金等単価 (予定)	時	日	賃上げ後 月額賃金 (予定)
1					円			円	円			円
2					円			円	円			円
3					円			円	円			円
4					円			円	円			円
5					円			円	円			円
6					円			円	円			円
7					円			円	円			円
8					円			円	円			円
9					円			円	円			円
10					円			円	円			円
					円			円				円
										増加率	%	

※交付申請時に提出する賃金台帳に記載のある従業員を対象とする。

※上記表における支給額の増加率が、賃上げ前より1.5%以上増えていれば要件達成となる。

※行が足りない場合は適宜追加するか、この用紙を印刷して使用すること。

※「A 賃上げ前賃金等単価（支給済）」欄には、交付申請時点での直近1か月分の賃金台帳をもとに、賃金等単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※「B 賃上げ後賃金等単価（予定）」欄には、引上げ後の賃金等予定単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※時給・日給雇用者については、賃上げ後の労働時間数及び労働日数は交付申請時点での直近1か月分の実績で計算すること。

第6号様式（第5条関係）

大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業変更承認申請書

年 月 日

大分県エネルギー産業企業会
会長 殿

申請者

住所（申請者の所在地）
名称（申請者の名称）
氏名（申請者の代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

2 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第7号様式（第5条関係）

大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金
に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県エネルギー産業企業会
会長 殿

申請者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第10号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大分県補助金等交付規則第13条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 その他
(1) 別紙及び積算内訳を添付すること。（任意の様式可）
(2) 消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第8号様式（第6条関係）

大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県エネルギー産業企業会
会長

年 月 日付けで交付申請のあった大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、変更承認申請書（第6号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、会長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、会長が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするとき（大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合は除く。）は、あらかじめ会長の承認を受けること。
- (8) 会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を企業会に納付させることがあること。
- (9) 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定

による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(10) 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第7号様式)により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(11) その他、大分県補助金等交付規則、大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業実施要領及び大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

(12) この補助金の軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

(イ) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(ロ) 補助対象経費の30パーセント以内の増減

(備考)

要綱第5条第1項第1号の規定による変更承認申請書(第6号様式)に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第9号様式（第9条関係）

大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県エネルギー産業企業会
会長 殿

申請者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金について、精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
円	円	円	円

振込先

銀行名

支店名

口座種別 普通・当座

口座番号

<フリガナ>

口座名義人

第10号様式（第10条関係）

大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業実績報告書

年 月 日

大分県エネルギー産業企業会
会長 殿

申請者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の成果

2. 添付書類

- (1) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 収支精算書（第12号様式）
- (3) 賃金増加率計算表（第13号様式） ※賃上げ枠のみ
- (4) 実績報告前1月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ
- (5) 契約書の写し
- (6) 請求書の写し
- (7) 領収書の写し
- (8) 事業の成果が確認できる書類
- (9) 完成写真
- (10) 検査調書の写し
- (11) 財産管理台帳の写し
- (12) その他会長が必要と認める書類

1 事業実施主体の概要等

事業実施主体	名称： 住所： 電話： 担当者： 資本金・出資金： 従業員数：
実施期間	交付決定日から 年 月 日
補助金申請額	円

2 事業内容

(1) 申請区分

通常枠	賃上げ枠
-----	------

(2) 導入した設備の種類等

自家消費型エコエネルギー発電設備の種類	定格出力（A） ※太陽光発電の場合、①と②のいずれか小さい方 kW
太陽光パネルの定格出力の合計（①）	パワーコンディショナーの定格出力の合計（②） kW
蓄電池又は水電解装置等の設置の有無	定格容量（B） 有 ・ 無 kWh
定格出力（A）+定格容量（B）	
設置場所所在地	

3 補助対象経費等

※税抜き（単位：円）

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
設計費				
設備費				
工事費				

第12号様式（第10条関係）

収支精算書

収入の部

※単位：円

区 分	精算額	予算額	備 考
補助金			
自己資金			
その他			
計			

※他の補助金との併用はありません （を記入または■とすること）

支出の部

※単位：円

区 分	精算額	予算額	備 考
補助対象経費			
計			

賃金増加率計算表

A	交付申請時点での直近1か月分の賃金台帳	令和 年 月分
B	実績報告時点での直近1か月分の賃金台帳	令和 年 月分

A					B							
	労働者 氏名	生年 月日	採用 年月日	区分	賃上げ前 賃金等 単価	時	日	賃上げ前 月額賃金 (支給済)	賃上げ後 賃金等単価	時	日	賃上げ後 月額賃金 (支給済)
1					円			円	円			円
2					円			円	円			円
3					円			円	円			円
4					円			円	円			円
5					円			円	円			円
6					円			円	円			円
7					円			円	円			円
8					円			円	円			円
9					円			円	円			円
10					円			円	円			円
								円				円
											増加率	%

※交付申請時に提出する賃金台帳に記載のある従業員を対象とする。

※上記表における支給額の増加率が、賃上げ前より1.5%以上増えていれば要件達成となる。

※行が足りない場合は適宜追加するか、この用紙を印刷して使用すること。

※「A 賃上げ前賃金等単価」欄には、交付申請時点での直近1か月分の賃金台帳をもとに、賃金等単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※「B 賃上げ後賃金等単価」欄には、実績報告時点での直近1か月分の賃金台帳をもとに、賃金等単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※時給・日給雇用者については、賃上げ後の労働時間数及び労働日数は交付申請時点での直近1か月分の実績で計算すること。

第14号様式（第11条関係）

大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県エネルギー産業企業会
会長

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。